

学校経営のポイント

“夏休み直後の指導”上の配慮と工夫

若井 彌一

夏休みの「期間」は、全国一律ではない(学校教育法施行令第29条, 同施行規則第47条)。早いところでは、8月20日前後から授業が再開され、9月に入ればどの学校も授業再開となる。

学校生活への円滑な適応を促す配慮

多くの子ども(児童・生徒)たちにとって夏休みを終えて、授業再開を迎える心は、「軽い」というよりは「やや重い」と形容するのがピッタリするかもしれない。通い慣れた学校ではあっても、通学にはやはりなにがしかの緊張と精神的負担がともなう。それが、子どもたちにとっての「勤めとしての学校(通学)」であろう。

迎える学校(教員)側としては、子どもたちの夏休み中の様子を把握し、一人ひとりの子どもに適切な配慮をして、学校生活への円滑な適応を促すようにしたい。とくに配慮したいのは、宿題をやっつけ提出または未提出の状態の子どもへの対応である。

夏休みの宿題の扱いは、学校によって様々であり、出さないところもあれば、相当の分量が出されることもある。この宿題に全員が計画的に取り組んで、授業開始日に持参できれば理想的だが、相対的に少数とはいえ、内容的に良否はともかく、一応提出という子どもや、そこまでも達せず未提出という子どもが出てくるのが現実である。

これらの子どもたちにどのように対応し、指導するかに配慮がほしい。皆の前で、ことさらに怠け者であるというような印象を与えることのないよう、また、約束を守れない人間は低劣であるというような屈辱感を与える指導に傾くことのないように配慮したい。

目標意識を促す話題提供の工夫

夏休みを利用して、休み以前の学習の遅れを取り戻し、さらに少しでも前に進むほどの家庭学習を実行できる児童・生徒は、そう多くはない。むしろ反対に、思いっきり遊びまわったり、または、だらだらと何をしたともなしに無為に過ごしてしまった子どもたちが多数を占めるクラスもある。

授業再開にともない、これらの子どもたちへの対応を焦ったり、一面的に問題視することのないように留意したい。

多くの子どもたちは、授業と学校生活に比較的順調に適応していくであろう。学校(教員)としては、授業を工夫して、子どもたちが授業に集中し、精神的充足感を味わえるように努めたい。

目標意識から解放された、しばしの精神的休養の期間を終えて、再び子どもたちが明確な目標意識をもって通学し、勉学に努力する日々をつくり出すことが課題である。

子どもたちの目標意識を促す材料は、無数にある。児童・生徒にとって興味・関心の対象となっていることは、それがスポーツ・音楽・美術であれ、知的なゲーム(将棋や囲碁等)であれ、はたまた科学や技術に関することであれ、話題の提供の仕方を少々工夫することによって、彼ら・彼女らの生活・学習目標意識を明確化し強化することは、十分に可能である。

同じ年代の子どもたちが活躍したり、懸命に努力している話題を各学校では豊富に集め、その提供の仕方を教員がそれぞれに工夫してみたいものである。(わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属小学校長併任)

●最新刊発売中! ●

教育開発研究所・刊

小松郁夫・亀井浩明【編】

B5判 206頁・定価 2625円

『こうして使おう “学校評価ガイドライン”』

上越教育大学附属小学校【著】 B5判 215頁・定価 2520円

『関係力～「子どもが生きる学力」への挑戦～』